

## 糖尿病性腎症患者の重症化予防事業受診勧奨業務実施要領

平成 31 年 2 月 19 日

全国健康保険協会岡山支部（以下、「協会けんぽ岡山支部」という。）が実施する糖尿病性腎症患者の重症化予防事業受診勧奨業務（以下、「受診勧奨業務」という。）については、腎機能低下の遅延及び人工透析導入の予防、または導入時期を遅らせることを目的とし、受診勧奨業務の実施要領を次のとおりとする。

### 1 業務の概要

受診勧奨業務については、おかやま糖尿病サポーターの認定を受けている看護師または管理栄養士が在籍する健診機関（以下、「健診機関」という。）に、日本糖尿病学会が認定する糖尿病専門医または日本腎臓病学会が認定する腎臓専門医（以下、「専門医」という。）への受診勧奨業務を委託し、実施する。

### 2 受診勧奨の対象者

- (1) 治療中の有無にかかわらず、全国健康保険協会に加入する 35 歳以上の被保険者のうち、協会けんぽ岡山支部が実施する生活習慣病予防健診の結果、又は 40 歳以上の被保険者のうち、労働安全衛生法に基づく定期健康診断を実施し、協会けんぽ岡山支部にデータ提供している結果で、糖尿病性腎症ステージ第 2 期から第 4 期相当に該当する者（必須条件：①血糖値 126 mg/dl、又は HbA1c6.5 以上、追加条件：②尿タンパク 1+以上または③eGFR60 未満のいずれか。）を抽出し対象者とする。
- (2) 特定保健指導の対象と重複した場合は、本事業の対象者であることを優先する。
- (3) 専門医への受診勧奨であるため、すでに専門医で治療中の者は、対象から除外する。

### 3 受診勧奨の実施方法等

- (1) 生活習慣病予防健診を実施している健診機関は、「2 受診勧奨の対象者」に基づき、健診結果から対象者を選定し、健診機関が専門医への受診勧奨を実施する。なお、面談による受診勧奨を基本とし、面談以外の方法で実施を計画する場合は、申請時に事前に協議することとする。
- (2) 専門医あての紹介状を発出し、対象者として抽出した健診結果の写しと協会けんぽ岡山支部が実施する本事業の対象者である旨を紹介状に添えることとする。
- (3) 受診する専門医については、本人の希望に沿うものとするが、協会けんぽ岡山支部が実施する糖尿病性腎症患者の重症化予防事業保健指導業務実施要領に基づく保健指導料については、自己負担が発生しないこと等の情報を対象者に対して提供することとする。

(4) 受診勧奨後、専門医を受診した結果の確認をもって、実施結果報告書等（別添様式1～3）を作成し、確認書類の写し等を添付のうえ、協会けんぽ岡山支部に報告する。

#### 4 受診勧奨業務委託料単価

面談による勧奨一人当たり 24,000 円（税別上限、電話や文書による勧奨等の諸経費を含む。）を上限とする。ただし、面談せず、電話や文書のみによる勧奨の場合は上限を 3,500 円（税別上限、電話や文書による勧奨等の諸経費消費税等を含む。）とする。支払方法については、「8 受診勧奨料の請求及び支払方法」のとおりとする。

#### 5 履行場所

健診機関

#### 6 受診勧奨業務委託の負担

対象者から受診勧奨料等としての自己負担は徴収せず、協会けんぽ岡山支部が全ての受診勧奨料を負担するものとする。

ただし、健診機関を含む医療機関における治療などの診療行為については、対象者本人に自己負担が別途、発生する旨を説明した上で、治療を開始する。

また、3の(4)の専門医を受診したことを確認するため、紹介状の返送などにかかる費用は、紹介状を発出した健診機関が負担すること。

#### 7 資格確認

健診機関が受診勧奨を実施する際には、保険証により「2 受診勧奨の対象者」で定める対象者が、全国健康保険協会の被保険者であることを確認することを必須とする。資格確認を行わずに実施した対象者が無資格者であった場合は、健診機関の責任・負担とし、健診機関からの請求額は支払わないこととする。ただし、治療を中止したり、受診勧奨を中止するものではない。

なお、受診勧奨時には毎回、対象者の保険証により、保険加入者である資格を十分に確認の上、受診勧奨を実施するものとする。

#### 8 受診勧奨料の請求及び支払方法

(1) 健診機関は、「3 受診勧奨の実施方法等」に基づく1か月分（当該月の1日から末日まで）の実施結果報告書等（別添様式1～3）と「9 受診結果の確認方法」の専門医を受診した領収書の写しや地域連携クリティカルパスの連絡票等を添付の上、実施結果報告書の対象月の翌月20日までに協会けんぽ岡山支部へ送付し、受診勧奨料を請求する。

(2) 協会けんぽ岡山支部は、請求のあった受診勧奨料について、実施結果報告書等（別添様式1～3）を確認の上、適正な請求書を受理してから30日以内に健診機関へ受診勧奨料を支払うものとする。

9 受診結果の確認方法

受診勧奨料の請求条件となる「3 受診勧奨の実施方法等」に記載している結果確認については、健診機関において対象者が専門医を受診した領収書の写しや地域連携クリティカルパスの連絡票、紹介状の返送等をもって確認するものとする。

10 委託業務の実施期間

契約締結日～2020年3月31日（請求に係る業務については、この限りではない。）また、あらかじめ契約の自動更新に関して必要な条項を記載した契約書を取り交わしている場合は、契約終了の時から契約期間を1箇年として、自動的に契約を更新することができることとする。

11 その他

全国健康保険協会の予算は厚生労働大臣の認可を受けることとされているため、認可が受けられない場合は契約できない場合がある。

12 協議

本事業の実施に当たり、実施内容等疑義が生じた場合は、協会けんぽ岡山支部と健診機関が協議の上、実施内容を決定するものとする。